

情報セキュリティ基本方針

東光商事株式会社（以下、「会社」という）は、お客様の資金ニーズに応え、貸金市場の健全な発展に寄与しつつ、ニーズに応じた質の高いサービスを提供することにより、社会に貢献する企業を目指します。

そのためには、会社が提供する商品・サービスを通して知りえたお客様の情報及び、会社が保有する情報システム・情報資産を、不正アクセス、犯罪、過失、災害などの様々な脅威から保護する為、必要な経営資源を投入し、物理的、技術的なセキュリティを強化して参ります。さらに、従業員全員がセキュリティに対する高い意識をもって行動することで、お客様との信頼関係を維持し、会社の事業目的の完遂・発展に尽力するため、本方針を策定しこれを遵守します。

令和1年12月1日制定

東光商事株式会社

代表取締役 片岡 龍郎

【情報システム管理責任者 山本 剛史】

（情報セキュリティ管理規程の策定及び継続的改善）

第1条 会社は、情報セキュリティの取り組みを、経営並びに事業における重要課題のひとつと認識し、法令及びその他の規範に準拠・適合した情報セキュリティ管理規程を策定します。更に、役員を中心とした全社における情報セキュリティ管理体制を確立し、これを着実に実施します。加えて組織的、人的、物理的及び技術的な情報セキュリティを維持し、継続的に改善します。

（情報資産の保護と継続的管理）

第2条 会社は、会社の扱う情報資産の機密性、完全性及び可用性に対する脅威から情報資産を適切に保護するため、安全な管理策を講じます。また、事業継続のために、適切な管理措置を講じます。

（法令・規範の遵守）

第3条 会社は、情報セキュリティに関する法令及びその他の規範を遵守します。また、会社の情報セキュリティ管理規程を、これらの法令及びその他の規範に適合させます。また、これらに違反した場合には、社員就業規則等に照らして、然るべき処分を行います。

（教育・訓練）

第4条 会社は、役員及び従業員へ情報セキュリティの意識向上を図るとともに、情報セキュリティに関する教育・訓練を行います。

(事故発生予防と発生時の対応)

第5条 会社は、情報セキュリティ事故の防止に努めるとともに、万一、事故が発生した場合には、再発防止策を含む適切な対策を速やかに講じます。

(企業集団における業務の適正化確保)

第6条 会社は、前第1条から第5条に従い、会社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制の構築に努めます。